平成２５年（フ）第４１４６号
大阪市西成区聖天下１丁目６番14号　サンハイツ101号、前住所大阪市西成区花園北１丁目１番10―1017号
債務者　福庭　修司
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１８５７号
埼玉県川口市大字里958番地の１コンフォール西鳩ヶ谷１―101号
破産者　株式会社新成建設
1　決定年月日　平成25年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８９号
千葉県白井市清水口１丁目５番17棟202号
破産者　有限会社フジ園芸
1　決定年月日　平成25年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第９０号
千葉県白井市清水口１丁目５番17棟202号
破産者　伊藤　俊郎
1　決定年月日　平成25年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第４０８号
千葉県富里市立沢1098番地68
破産者　佐藤　憲司
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第３５号
三重県志摩市浜島町塩屋116番地
破産者　小堀電機工業有限会社
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第４３５号
沖縄県豊見城市字豊見城599番地
破産者　株式会社平技建
1　決定年月日　平成25年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２１３号
札幌市豊平区平岸３条14丁目３番16号
破産者　株式会社命光堂
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２号
岩手県一関市大町１番２号
破産者　有限会社関東商事
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２５年（フ）第２５号
栃木県大田原市大輪675番地22、前住所栃木県那須塩原市上赤田347番地26
破産者　白上　理恵
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第３１号
栃木県那須塩原市四区町727番地244、前住所栃木県那須郡那須町大字高久乙3374番地170
破産者　志村　　薫
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（フ）第５２７号
川崎市川崎区鋼管通４丁目15番１号
破産者　株式会社ループ
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５５３号
名古屋市中村区岩塚町３丁目95番地
破産者　株式会社ダイワ
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３７５号
名古屋市千種区内山３丁目10番17号
破産者　株式会社Ｌｉｌａｃ・Ａｉｍｓ
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８０６号
名古屋市千種区内山３丁目22番９号
破産者　有限会社サニック
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８５４号
名古屋市西区天塚町４丁目48番地
破産者　アイチ木材株式会社
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２９号
三重県松阪市五月町1502番地２
破産者　荘司　邦雄
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２５年（フ）第１８８号
京都市北区紫竹西高縄町68番地
破産者　有限会社ペペカワシマ
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４４号
京都府綾部市渕垣町大坪15番地の１
破産者　株式会社坂根工務店
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第１５８３号
大阪市西区西本町２丁目５番19号
破産者　岡崎橋ビル株式会社
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１２２号
大阪市淀川区西中島３丁目８番15号
破産者　株式会社リゾネット・システムズ
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１２３号
大阪市淀川区西中島３丁目８番15号
破産者　日本印箔株式会社
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部